

令和7年12月26日
消費者庁

「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」の改正（案）及び「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」について」の改正（案）に関する御意見の募集の結果について

消費者庁では、「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」の改正（案）及び「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」について」の改正（案）について、広く国民の皆様にご意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、適宜要約等の上、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 意見募集期間：令和7年10月17日（金）～同年11月17日（月）
2. 意見提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）及び郵送
3. 意見総数：24件
（このほか、今回の意見募集とは直接関係しない御意見3件）
4. 御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方：別紙のとおり

【本件に対する問合せ先】

消費者庁食品衛生基準審査課

電話：03（3507）8800

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>